

マイナ保険証をご利用ください ～令和6年12月2日から、現行の保険証は発行されなくなります～

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641

利用のメリット

- 医療費を20円節約できる
現在の紙の保険証の発行費用が削減されることで、医療費の自己負担額が低くなります。
- より良い医療を受けることができる
過去の健康診断結果やお薬情報を医療機関で確認できるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
- 手続きなしで限度額を超える支払いを免除
これまで申請が必要であった限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



←マイナ保険証に対応している医療機関リスト

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの人は、以下2つの準備をお願いします

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① 窓口
- ② オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ③ 郵便による申請



マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



注意事項

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない人には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失などした場合は、保険者に申請する必要があります)。
- 「資格情報のお知らせ」があれば、マイナ保険証のカードリーダーが設置されていない医療機関でも医療を受けることができます。



転出届はマイナポータルから！

市民課(西有家庁舎) ☎73-6647



3月・4月は、進学や就職の時期です。引っ越し場合は、転入・転出の手続きをお忘れなく正確な住所の届け出を行ってください。

他自治体へ引っ越し時に必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出ができるようになりました。このサービスを利用することで、転出する際に市役所への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人は利用可能ですので、これからの就学や就職で他自治体に転出される人は、ぜひご利用ください。
※転出届を提出した後は、転入先の市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。



←マイナポータル「引越し手続きについて」



低所得者世帯支援給付金を支給します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、下記の給付金を支給します。

住民税均等割のみ課税世帯

- 支給金額…1世帯あたり10万円
- 支給対象となる世帯
基準日(令和5年12月1日)において、本市に住民票があり、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯。
- 支給手続き
対象となる世帯には、「低所得世帯支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)支給要件確認書」を送付しています。確認書が届いた人は、お早めに必要事項を記載の上、同封の返信用封筒に入れて提出してください。
※市が確認書を受理した後に、順次支給します。
- 受付期限…5月31日(金) 必着
- 注意事項
・世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した人がいる場合、住民税均等割のみ課税世帯であることの確認に時間を要しますので、確認書の発送が遅れる場合があります。
・未申告者が世帯にいる場合、確認書は送付されません。申告を行い、本給付の対象世帯となった場合、給付の申請を行ってください。

福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

子ども加算分

- 支給金額…児童1人あたり5万円
- 支給対象となる世帯
令和5年度南島原市低所得世帯支援給付金(住民税非課税世帯、家計急変世帯および住民税均等割のみ課税世帯)の受給者のうち下記支給対象となる児童を扶養する世帯
- 支給対象となる児童
▼申請不要
・基準日(令和5年12月1日)において、同一世帯の18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
※ただし、住民票上同居である場合であっても、施設入所児童は給付支給の対象外となりますので、該当する世帯はお問い合わせください。
▼申請必要
・基準日以降に生まれた新生児や別居監護の児童
- 支給手続き
申請不要の児童が属する世帯には、「低所得世帯支援給付金(子ども加算分)確認書」を送付します。
申請が必要となる児童は、子ども未来課および各支所に備えている申立書(指定様式)に必要事項を記載の上、子ども未来課または各支所に提出してください。
- 受付期限…7月1日(月) 必着

子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

広告

あなたの会社、お店の広告を載せてみませんか。

広告主募集

【広報みなみしまばら】は広告を募集しております。

会社・商品PR、イベント告知に。

◎経費削減と新たな財源の確保のために、有料広告を募集しています。
◎広報紙のほか、市ホームページのパナー広告や公用車広告も併せて募集しています。

詳しくは… 総務秘書課 ☎73-6621

おいしい“そうめん”を届けませんか？ 従業員を募集しています！

募集内容

- ・職種…飲食店(面喰い)での接客
- ・応募…電話でご連絡ください。
- ※直接店舗にお越しいただいても大丈夫です
※採用は、面接後に決定します。



(株)松本 麺商須川 〒859-2211 西有家町里坊93-1
面喰い(木曜日店休日) 問い合わせ ☎0957-82-2061